

岡山市協働推進計画（素案）

平成28年度～平成32年度

目 次

第1章 計画の基本的な考え方 ······	P 2
1. 計画策定にあたって	
2. 計画の位置付けと期間	
3. 条例の目的・定義・原則等	
第2章 現状と課題 ······	P 3
1. 現状	
2. 課題	
第3章 計画の基本的な方向 ······	P 4
1. 計画の目的	
2. 計画の基本目標	
3. 計画の基本方針	
第4章 協働を推進するための基本施策及び具体的な取組 ······	P 7
1. 計画体系図	
2. 基本施策及び具体的な取組	
第5章 計画の推進に向けて ······	P18
1. 計画の推進体制	
(1) 岡山市協働推進委員会	
(2) 岡山市市民協働推進本部	
(3) 協働フォーラム	
2. 計画の実効性の確保	
【参考資料】 ······	P19
資料1 岡山市協働のまちづくり条例	
資料2 岡山市市民協働推進本部設置規程	
資料3 統計・データ	

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定にあたって

多様化する市民ニーズに対応し、地域の社会課題を解決していくには、行政だけではなく、地域の誰もが地域づくりの当事者となって、自ら考え、行動し、主体となり、大切なまちを守り育てていくことが重要となってきています。こうしたことから、平成13年施行の「岡山市協働のまちづくり条例」を市民とともに考え、平成27年に全面改正を行い、平成28年4月1日に施行しました。今後、条例に基づき、多様な主体の協働による地域の社会課題を解決を促進し、持続可能で活力ある岡山市を築いていくこととしています。

この条例は、目的、定義、原則等の基本理念のほか、協働を推進するための施策を具体的に定めていることが特徴です。今後は、条例に定めた協働推進施策等を計画的かつ具体的に実施していくことが重要であり、こうした視点を踏まえ、このたび、岡山市協働推進計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付けと期間

計画は、岡山市協働のまちづくり条例第14条の規定に基づき策定するものであり、期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3. 条例の目的・定義・原則等

(1) 目的（第1条）

多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現します。

(2) 定義（第2条）

「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことです。

「多様な主体」とは、住民自治組織、NPO法人その他の市民活動団体、事業者、学校等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市です。

(3) 多様な主体の役割（第3条）

多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であるとの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めます。

(4) 市の役割（第5条）

市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めます。

(5) 協働の基本原則（第4条）

多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりです。

ア 相互理解の原則

相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。

イ 目的共有の原則

解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。

ウ 対等の原則

相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。

エ 自主性及び自立性尊重の原則

互いに依存することなく、不當に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。

オ 公開の原則

常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

第2章 現状と課題

1. 現状

○市内全学区・地区に組織された安全・安心ネットワークが、防犯・防災、交通安全、環境美化等に取り組んでいますが、若者や壮年層の参加が進んでおらず、主体的な活動に取り組みにくいほか、活動の継続も懸念されています。また、活動には、住民自治組織以外のN P O 法人や企業等の参加も進んでいない状況です。

○平成27年度の市民意識調査では、56.1%の人が地域活動に参加していないと回答しているように、高齢化による担い手不足や活動参加者の減少により、町内会などの地縁組織の機能低下が危惧されています。

○地域の社会課題が多様化する中、こうした課題をすべて行政のみで解決することは困難になってきており、地域の課題を最もよく知る地域住民が主体となって、住民自治組織やN P O 法人等とともに、地域づくりの担い手として活躍することが期待されています。

○平成28年3月31日現在の岡山市所轄のN P O 法人数は320を超え、人口10万人あたりでは、政令市の中で5番目に多い状況です。主たる活動分野は、障害福祉・高齢者福祉が30.0%、医療・保健・健康が13.6%、子育て支援・子どもの健全育成等が12.3%であり、多様な支援の提供などそれぞれの特性を生かした活動が広がっているほか、若者によるまちづくりの活動を担う法人も増えています。また、国際貢献の活動や医師や弁護士等の専門家が関わる活動も行われています。

2. 課題

- 子どもから高齢者まで多世代の地域住民等の交流や、町内会等住民自治組織の地域における活動を促進し、顔の見える地域コミュニティづくりを進めることができます。
- 地域活動において若手人材が活躍できるようにするなど、持続可能な組織づくりを進めることができます。
- 住民自治組織のみならず、NPO法人、企業、大学、若者等の多様な主体の協働による地域の社会課題解決のための取組を推進し、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。
- 大学等の高等教育機関の知の集積や大学生などの活力を生かし、地域の社会課題の解決が図られるよう、地元大学との連携の取組を進めることができます。
- 市内に多数活動しているNPO法人等の持つ多様な知識とノウハウを、それぞれの分野でまちづくりに生かすことが求められています。
- 地域の社会課題解決に向けて、NPO法人等が安定的に活動できるよう支援していく必要があります。
- 住民自治組織、NPO法人、企業、大学等の多様な主体をパートナーとした官民の協働をさらに推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方向

1. 計画の目的

多様な主体が協働して地域の社会課題解決の取組を行い、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とします。

2. 計画の基本目標

計画の目的の実現に向け、次の3つを基本目標とします。

- (1) 多様な主体が、地域づくりの当事者として協働の担い手となります。
- (2) 多様な主体が出会い、つながり、協働による社会課題解決の取組を実践します。
- (3) 協働の原則に則った、より効果的な社会課題解決の取組を広げます。

3. 計画の基本方針

基本目標を達成するため、次の5つを基本方針とし、それぞれの5年後の姿と成果指標を定めます。

- (1) 人材・団体を育成し、活動を支援します

【5年後の姿】

より多くの市民が自主的に地域活動に参加している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
地域活動への市民の参加割合	39.9%	55%	市民意識調査
「ボランティア・NPO・市民活動の支援」の満足度	13.7%	20%	市民意識調査

(2) 多様な主体のつながりの場を創出します

【5年度の姿】

より多くの主体が協働による社会課題解決に取り組んでいる状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
多様な主体をマッチングした結果、実際に協働による取組につながった件数	9 件	15 件	ESD・市民協働推進センター
企業、NPO法人等が参加した安全・安心ネットワーク数	17 件	50 件	市民協働局

(3) 情報の発信と共有を進めます

【5年後の姿】

より多くの市民が協働に関する情報を得て、活用している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
協働による取組に向けたマッチング件数	26 件	40 件	ESD・市民協働推進センター
市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」への協働に関する情報の掲載件数	0 件	20 件	市民協働局

(4) 市役所の協働化を進めます

【5年後の姿】

官民協働による社会課題の解決に、より効果的に取り組んでいる状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
市民協働推進モデル事業の評価 (100点満点中80点以上の割合)	42%	100%	市民協働局
各課の協働事業の自己評価 (100点満点中80点以上の割合)	—	100%	市民協働局

(5) 成果を共有し、協働意識の醸成を進めます

【5年後の姿】

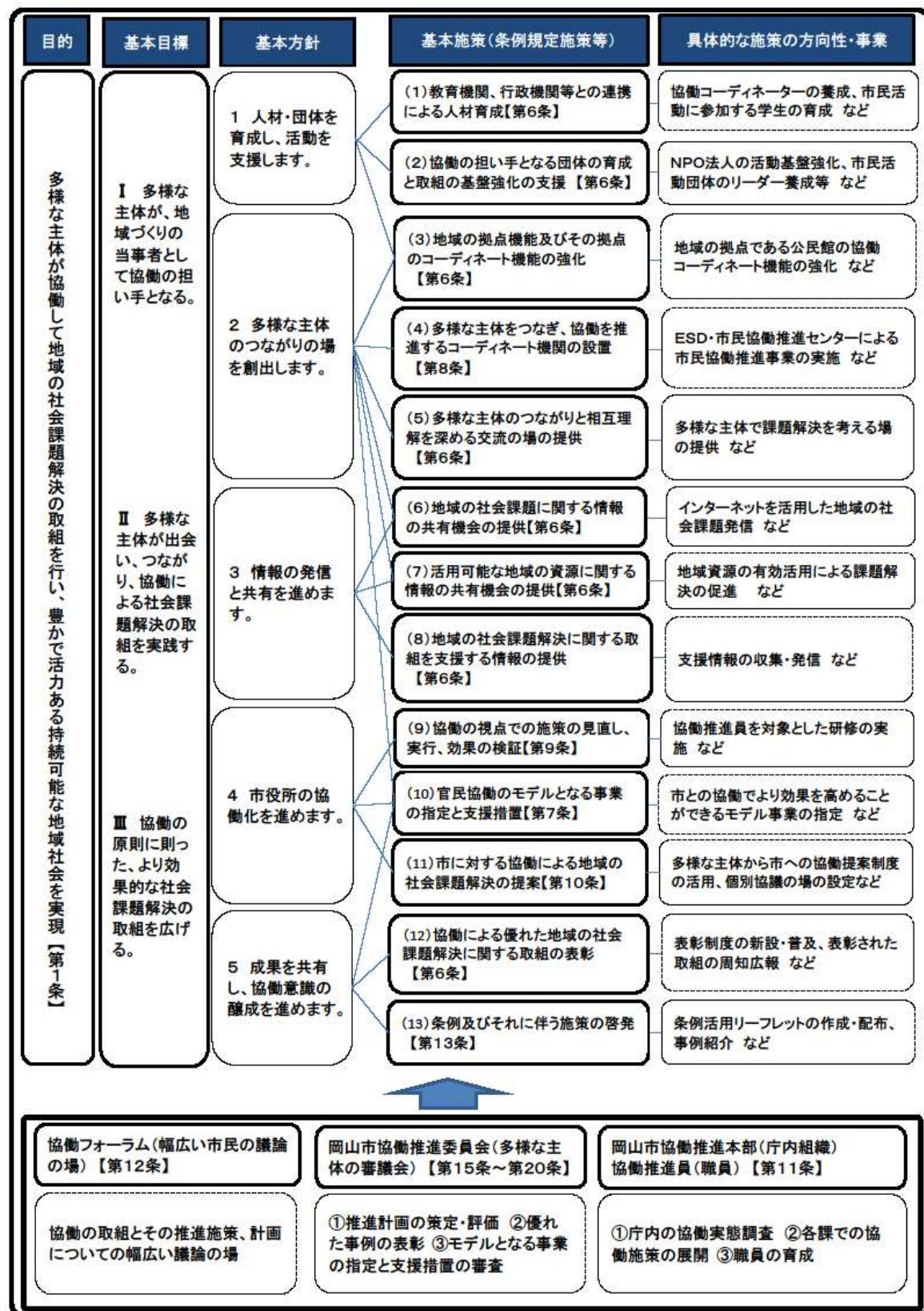
より多くの市民が協働による取組の必要性と重要性を認識している状況

【成果指標】

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H32)	出 典
優れた取組の表彰の場（市民協働フォーラム）の参加者数	—	150人	市民協働局

第4章 協働を推進するための基本施策及び具体的な取組

1. 計画体系図



2. 基本施策及び具体的な取組

基本方針を踏まえ、基本施策毎に具体的な取組を行います。

◆基本施策1：教育機関、行政機関等との連携による人材育成（第6条）

関係機関と連携し、地域の社会課題解決に関する取組等を行うリーダーや協働コーディネーターの養成のほか、若者の市民活動・地域活動への参加を促進するなど、人材の育成に取り組みます。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①協働コーディネーターの養成 まず、公民館職員や地域担当職員を対象とした研修等を行うことにより、市職員の協働に対する意識を高めます。 また、市民活動団体のリーダーを対象とする講座を開催し、課題の掘り起こしや話し合いのコーディネート、ファシリテートに必要な能力を高めます。	ア 地域を支える職員のためのワークショップの開催	28 実施	29	30	31	32
	イ 協働コーディネーター養成講座の開催	28 検討	29	30	31	32
		【H32目標値】年4回実施				
②市民活動・地域活動に参加する学生の育成 まず、学生を対象とした講座を実施するなど、学生が市民活動・地域活動について学ぶ機会をつくります。 また、大学等と連携し、活動に参加することが単位修得につながるなど評価される仕組みづくりを行います。	ウ ESD・市民協働推進センターからのコーディネーター、ファシリテーターの派遣等	28 検討	29 養成	30 派遣	31	32
	ア 大学等での市民協働推進に関する講座の開催	28 調査	29 協議	30 実施	31	32
		【H32目標値】2講座を開設				
	イ 市民活動団体、地域活動団体へのインターンシップの実施	28 調査	29 協議	30 実施	31	32
	ウ 若者（大学・小中高生）を対象とした地域応援人づくり講座の開催	28 実施	29	30	31	32
		【H32目標値】全公民館で年1回以上実施				
	エ 大学、学校等との仕組みづくりの協議・実施	28 調査	29 協議	30 実施	31	32
	【H32目標値】地域活動等を1大学で単位修得対象にする	28 実施	29	30	31	32

③小中学校、高等学校等での地域学習・地域交流・地域活動への参加促進 小中学生等を対象とした講座を開催し、地域活動等への参加を促進します。 また、現状を把握の上、小中学校等と協議を行い、小中高生の市民活動・地域活動への参画を支援します。	ア 若者（大学・小中高生）を対象とした地域応援人づくり講座の開催（再掲）	28 実施	29	30	31	32
	【H32 目標値】全公民館で年1回以上実施					
	イ 地域学習・地域活動参画支援	28	29	30	31	32
		調査	協議	実施		➡
【H32 目標値】支援策の実施						
ウ 中学生等が役割を持って参画する地域活動の普及・啓発	28	29	30	31	32	
	調査	協議	実施		➡	
【H32 目標値】つながる協働ひろば等で紹介						

◆基本施策 2：協働の担い手となる団体の育成と取組の基盤強化の支援（第6条）

N P O 法人等市民活動団体の基盤強化、安全・安心ネットワーク等への多様な主体の参加促進、課題解決型の地域活動の拡充、企業・大学の社会貢献活動の促進などにつながる支援を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①N P O 法人の活動基盤強化 課題解決事業を安定的に継続することができるN P O 法人を増やすため、事務局の診断を行うとともに、認定 N P O 法人への移行を促進します。	ア N P O 法人事務局診断の実施	28	29	30	31	32
		実施				➡
【H32 目標値】計 50 法人が受診						
②市民活動団体、地域活動団体等のリーダー養成	イ 認定の条例指定基準の検討等	28	29	30	31	32
		調査	検討	協議	実施	
【H32 目標値】認定 N P O 法人数を20に増加						
	ア 地域活動団体リーダー養成講座の開催	28	29	30	31	32
		実施				➡
【H32 目標値】計 50 名受講						
	イ コミュニティ・オーガナイジング・ワークシップの開催	28	29	30	31	32
		実施				➡
【H32 目標値】計 100 名が受講						

③課題解決型の地域活動の拡充 活動助成や事例の共有等を行うことにより、地域の多様な主体の協働による社会課題解決の取組を促進します。	ア 区づくり推進事業「地域活動部門」(補助制度)の実施		29	30	31	32	
	実施						
	イ 地域協働フォーラム(事例発表・研修)の開催	28	29	30	31	32	
	実施						
④小学校区・地区単位の協働の仕組み（安全・安心ネットワーク等）の基盤強化 活動支援や事例の共有を行うとともに、実態調査結果を踏まえ、地域の多様な主体の協働による社会課題解決の取組を促進します。	ウ 地域活動団体リーダー養成講座の開催（再掲）	28	29	30	31	32	
	実施						
	【H32目標値】年1回実施						
	【H32目標値】計50名受講						
⑤企業・大学等の社会貢献活動の促進 インターネット等を活用した活動紹介を行うとともに、実態調査結果を踏まえ、社会貢献活動に取り組む企業や大学等への支援に取り組みます。	ア 区づくり推進事業「地域活動部門」(補助制度)の実施（再掲）	28	29	30	31	32	
	実施						
	イ 地域協働フォーラム(事例発表・研修)の開催（再掲）	28	29	30	31	32	
	実施						
⑤企業・大学等の社会貢献活動の促進 インターネット等を活用した活動紹介を行うとともに、実態調査結果を踏まえ、社会貢献活動に取り組む企業や大学等への支援に取り組みます。	ウ 安全・安心ネットワーク等地域の協働組織の実態調査及び支援	28	29	30	31	32	
	調査	検討	試行	実施			
	【H32目標値】地域協働組織の育成等支援策の実施						
	【H32目標値】企業等社会貢献活動支援策の実施						
ア 企業・大学等の社会貢献活動調査及び支援	28	29	30	31	32		
		調査	検討	実施			
	【H32目標値】企業等社会貢献活動支援策の実施						
	【H32目標値】市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」等での情報発信	28	29	30	31	32	
イ 市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」等での情報発信	実施						
	【H32目標値】計15件を情報発信						

◆基本施策3：地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化（第6条）

地域担当職員や社会教育の専門職員が配置されている公民館を地域の拠点として活用し、多様な主体の協働をコーディネートできるよう職員の支援力を強化します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
①地域の拠点である公民館の協働コーディネート機能の強化 ESD・市民協働推進センター等と連携し、地域担当職員等の研修の実施等により、コーディネート能力の向上を図ります。 また、ワークショップの開催や市民活動の情報発信等の取組を充実します。	ア 地域を支える職員のためのワークショップ等研修の実施 (再掲)	実施				
	イ ESD・市民協働推進センター等との連携	28	29	30	31	32
		実施				
	ウ 公民館での課題解決ワークショップ等の開催	28	29	30	31	32
			調査	検討	実施	➡
	エ 公民館での市民活動等の展示や発表の機会の提供	28	29	30	31	32
			調査	検討	実施	➡
【H32目標値】						

◆基本施策4：多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関の設置
 (第8条)

多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関として、E S D・市民協働推進センターを位置付け、多様な主体からの協働提案を市の関係部署につなぎ、協議の場を設けるとともに、協働により解決する取組となるよう支援を行います。また、同センターは、協働の担い手を見つける支援を行うとともに、市が行う協働推進施策に関連する事業を行い、協働を促進します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
① E S D・市民協働推進センターによる市民協働の推進	ア 市民協働推進モデル事業の支援	実施				
		【H32目標値】すべてのモデル事業の評価点数を80点以上にする				
		28	29	30	31	32
	イ 市民等からの協働提案制度の運営	実施				
		【H32目標値】マッチングの結果、協働による取組につながった件数を年15件にする				
		28	29	30	31	32
	ウ 課題解決ワークショップ等の開催	実施				
		【H32目標値】年4回開催の定着				
		28	29	30	31	32
	エ 区づくり推進事業(地域活動部門)の支援	実施				
		【H32目標値】29事業の実施				
		28	29	30	31	32
	オ 関係諸機関との連携	実施				
		【H32目標値】協働関係機関ネットワーク会議の実施				
		28	29	30	31	32
	カ 市民活動団体のノウハウ移転の支援	協議	検討	試行	実施	
		【H32目標値】1件のノウハウ移転				

◆基本施策5：多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場の提供（第6条）

企業とNPO法人等市民活動団体、住民自治組織とNPO法人等市民活動団体など多様な主体の交流が促進され、相互理解につながる機会を創出します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①多様な主体で課題解決を考える場の提供 課題解決ワークショップを開催し、多様な主体の交流促進と、課題解決のための協働を生み出します。	ア 課題解決ワークショップ等の開催（再掲）	28 実施	29	30	31	32
	イ 若者や企業の参加を促進するための課題解決ワークショップの開催	28 実施	29	30	31	32
【H32目標値】年4回開催の定着						
②市民活動等の展示・発表機会の創出	ア 公民館等での市民活動等の展示や発表の機会の提供（再掲）	28 実施	29 調査	30 検討	31 実施	32 ➡
		【H32目標値】年2回程度の開催（①アの内数）				
③インターネットを活用した多様な主体の交流や協働の促進 市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」や「団体検索サイト」での団体情報の発信や、協働のパートナーを見つけるコーナーを拡充します。	ア 団体検索サイトへの登録団体及び登録情報の拡充	28 実施	29	30	31	32
		【H32目標値】サイトを積極的に活用する団体数を年間200団体にする				
	イ 「協働でこんなことがあります！」リストの作成・掲載	28 実施	29	30	31	32 ➡
		【H32目標値】50団体が掲載				
	ウ 「仲間みつかる協働コーナー」の運営	28 実施	29	30	31	32 ➡
		【H32目標値】マッチング数計20件				
④コミュニティハウスを活用した地域住民の交流や社会課題解決の促進 小学校区・地区の地域活動の拠点であるコミュニティハウスを有効に活用し、住民の交流や社会課題解決を促進します。	ア コミュニティハウスの活用事例の紹介	28 実施	29	30	31	32 ➡
		【H32目標値】会議の場での事例報告やコミュニティだよりの作成				

◆基本施策6：地域の社会課題に関する情報の共有機会の提供（第6条）

地域の社会課題を共有し、その解決のために一緒に議論し解決の方法を見出していくための協議の場をつくるとともに、社会課題に関する情報の発信を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①インターネットを活用した地域の社会課題発信	ア 市民協働推進ポータルサイト「つながる協働ひろば」等での情報発信	28	29	30	31	32
			検討	実施		➡
	【目標値】年20件の岡山市関連情報の掲載					
②多様な主体で課題解決を考える場の提供	ア 課題解決ワークショップの開催（再掲）	28	29	30	31	32
		実施	➡			
	【H32目標値】年4回開催の定着					
	イ 若者や企業の参加を促進するための課題解決ワークショップの開催（再掲）	28	29	30	31	32
		実施	➡			
	【H32目標値】年2回程度の開催（①アの内数）					

◆基本施策7：活用可能な地域の資源に関する情報の共有機会の提供（第6条）

地域にある資源を活かしたまちづくりを進めるため、活用できる資源の情報を発信するとともに、共有することができる場を提供します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①地域資源の有効活用による課題解決の促進	ア 市民協働ポータルサイト「つながる協働ひろば」での情報発信	28	29	30	31	32
			調査	協議	実施	➡
	【H32目標値】資源情報を掲載					
	イ 活用方法を考えるワークショップの開催	28	29	30	31	32
			調査	協議	実施	➡
	【H32目標値】年1回開催					

◆基本施策8：地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報の提供（第6条）

地域の社会課題解決の取組を支援する民間の情報や市の施策を収集・発信します。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
①支援情報の収集・発信	ア「つながる協働ひろば」助成金・補助金情報の拡充	調査	実施			
【H32目標値】支援情報の発信増						

◆基本施策9：協働の視点での施策の見直し、実行、効果の検証（第9条）

市は、施策立案にあたり、多様な主体による協働で実施できるかどうか検討するとともに、現行施策についても協働の視点による見直しに努めます。また、協働により実施した施策について、協働した多様な主体とともに、評価・検証を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
①多様な主体との協働による市の施策の推進	ア 各課の協働施策実態調査の実施	実施				
	【H32目標値】協働関係課63課で協働施策の実施					
	イ 協働推進員を対象とした研修	28	29	30	31	32
		実施				
	【H32目標値】協働関係課63課で協働事業の実施					
	ウ 官民協働の取組を掲載した事例集の作成・配布	28	29	30	31	32
				作成	配布	
	【H32目標値】					

◆基本施策 10：官民協働のモデルとなる事業の指定と支援措置（第7条）

市と協働することで、より効果的に地域の社会課題が解決できると認められる取組をモデル事業として指定し、支援を行うとともに、評価及び成果の発信と共有を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
①市との協働により効果を高めることができるモデルとなる事業の指定と支援措置	ア 補助金の交付による市民協働推進モデル事業の実施・評価 E S D ・市民協働推進センターを中心として事業化等の支援を行うとともに、評価や事業の成果を共有することで、協働事業を広げます。 また、協働を推進するため、「協働のまちづくり秋山基金」の活用を検討します。	実施				➡
	イ E S D ・市民協働推進センターによる市民協働推進モデル事業の支援	28	29	30	31	32
	実施					➡
	ウ 市民協働推進モデル事業報告会の開催と事業の成果・課題の発信（再掲）	28	29	30	31	32
	実施					➡
		【H32 目標値】すべてのモデル事業の評価点数を 80 点以上とする。				
		【H32 目標値】すべてのモデル事業の評価点数を 80 点以上とする				
		【H32 目標値】毎年 1 回の報告会開催と「つながる協働ひろば」による情報発信				

◆基本施策 11：市に対する協働による地域の社会課題解決の提案（第10条）

多様な主体が市に対して行う地域の社会課題解決の提案を受けて、市は、E S D ・市民協働推進センターと連携し、協働の取組につなげるよう努めます。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
		28	29	30	31	32
①多様な主体からの市への協働提案制度の活用	ア 市民等からの協働提案制度の運営 (再掲)	実施				➡
		【H32 目標値】マッチングの結果、協働による取組につながった件数を年 15 件にする				
	イ 解決したい地域の社会課題についての個別協議の場の設定	28	29	30	31	32
	実施					➡
		【H32 目標値】マッチングの結果、協働による取組につながった件数を年 15 件にする				

◆基本施策12：協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰（第6条）

協働による地域の社会課題解決の取組のうち、優れた取組を表彰することで、活動を支援するとともに、活動を広げていく機会とします。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標				
①表彰制度「おかやま協働のまちづくり賞」の新設・普及 市民協働フォーラムを開催し、市民参加により表彰の審査・決定を行うとともに、優れた取組事例の共有により、協働意識を醸成します。	ア 優れた取組の表彰	28 実施	29	30	31	32
	イ 表彰された取組の周知広報	28 実施	29	30	31	32
【H32目標値】市民協働フォーラム参加者数を年150名にする						
		28 実施	29	30	31	32
		【H32目標値】毎年度「つながる協働ひろば」等で取組を紹介				

◆基本施策13：条例及びそれに伴う施策の啓発（第13条）

条例が市民に浸透し、具体的な取組につながるよう、条例とそれに伴う施策の啓發を行います。

【具体的な施策の方向性と主な事業】

具体的な施策の方向性	主な事業	工程・取組目標					
①条例の普及促進 リーフレットの配布やインターネットの活用等により啓發を行います。 また、新たな周知方法について検討・実施します。	ア 条例活用リーフレットの作成・配布	28 作成	29 配布	30	31	32	
		【H32目標値】					
	イ 市民協働ポータルサイト「つながる協働ひろば」での情報発信	28 作成	29 掲載	30	31	32	
		【H32目標値】リーフレットを掲載・発信					
	ウ 協働を広くPRするパネル展等の実施	28 実施	29	30	31	32	
		【H32目標値】年1回実施					

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 岡山市協働推進委員会

住民自治組織、N P O 法人その他の市民活動団体、事業者、学校等多様な主体で構成される市の附属機関であり、推進計画の策定とその実施状況の評価、優れた取組の表彰、モデルとなる官民協働事業の指定と支援措置の審査等を行います

(2) 岡山市市民協働推進本部

官民協働を推進するため、庁内の協働関係各課に協働推進員を配置し、研修等により資質の向上を図り、協働施策の点検や実施を行うとともに、地域の社会課題解決の取組を進めるための情報提供等を行います。

(3) 協働フォーラム

協働の推進にあたり、より幅広い市民の意見が反映されるよう協働フォーラムを開催します。

2. 計画の実効性の確保

計画に基づき実施された基本方針毎の成果指標や基本施策毎の具体的な取組の進捗状況等を岡山市協働推進委員会に毎年度報告・評価し、その結果を公表するとともに、必要に応じ次年度以降の基本施策の実施に生かします。

【参考資料】

- 資料1　岡山市協働のまちづくり条例
- 資料2　岡山市市民協働推進本部設置規程
- 資料3　統計・データ

資料 1

岡山市協働のまちづくり条例

平成 27 年 12 月 21 日

市条例第 77 号

(目的)

第 1 条 この条例は、多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

2 この条例において「多様な主体」とは、住民自治組織（町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の市民活動団体、事業者（営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。以下同じ。）、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

3 この条例において「地域の社会課題解決に関する取組」とは、地域の社会課題を解決するための取組をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教、政治又は営利を主たる目的とする活動

(2) 暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいい、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制のある活動

(多様な主体の役割)

第 3 条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不适当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

(協働推進施策)

第6条 市は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化を進めること。
- (2) 教育機関、行政機関等と連携し、地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成に取り組むこと。
- (3) 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援すること。
- (4) 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を多様な主体が共有する機会を提供すること。
- (5) 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供すること。
- (6) 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供すること。
- (7) 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰す

ること。

(8) その他協働を推進するために必要があると認めること。

(モデルとなる事業の指定及び支援措置)

第7条 市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事業の指定を受けた者に対し、市が有する土地、施設等を無償で貸し付け、それらの使用料を減額又は免除する等の支援措置を講ずることができる。

4 第1項の規定による指定及び前項の規定による支援措置は、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て行うものとする。

5 第1項の規定による指定を受けた者は、当該事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するとともに、支援が行われている間、毎年度その者の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

6 市長は、第1項の規定による指定を受けた事業が同項のモデルとなる事業に適合しなくなったと認めるときは、第15条に規定する岡山市協働推進委員会の議を経て同項の規定による指定及び第3項の規定による支援措置を取り消すことができる。

(コーディネート機関)

第8条 市は、多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置するものとする。

2 コーディネート機関は、前2条に規定する施策に関連する事業を行うものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市に対する提案)

第10条 多様な主体（市を除く。）は、市に対して地域の社会課題を解決するための提案等をすることができる。

2 市は、前項の提案等を受け、第8条に規定するコーディネート機関と連携しながら

ら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

(啓発)

第13条 市は、この条例及びそれに伴う施策についての啓発に努めるものとする。

(推進計画)

第14条 市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。

2 市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会の設置)

第15条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第14条に規定する推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
- (2) 第6条第7号の規定による優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
- (3) 第7条第1項の規定によるモデルとなる事業の指定及び同条第3項の規定による支援措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第17条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治組織に属する者
- (2) NPO法人その他の市民活動団体に属する者
- (3) 事業者
- (4) 学校関係者
- (5) その他市長が適當と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第19条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に關係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により指定されている事業は、改正後の第7条第1項の規定により指定された事業とみなす。

資料 2

岡山市市民協働推進本部設置規程

(設置)

第1条 多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、岡山市協働のまちづくり条例（平成27年市条例第77号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、岡山市市民協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市における多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進に関する施策（以下「市民協働推進施策」という。）の調査、企画、調整及びその具体的な取組に関すること。
- (2) 各課等における多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進に関すること。
- (3) 協働の視点で企画・立案・実施できる職員の育成に関すること。
- (4) その他条例の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市民協働局長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、市民協働局統括審議監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てるほか、別表第2に掲げる者に委嘱する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長がこれに当たる。

(関係者の出席)

第5条 本部長は、必要に応じて推進本部に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民協働企画総務課市民活動支援室において行う。

(協働推進員)

第7条 各課等における市民協働推進施策を推進するため、条例第11条の規定に基づき、関係各課等に協働推進員を置く。

- 2 協働推進員は、別表第1に掲げる者が指名する職員をもって充てるほか、別表第

- 2に掲げる者が指名する職員に委嘱する。
- 3 協働推進員は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 各課等における施策の協働の視点による調査・見直し及び検証に関すること。
 - (2) 各課等で把握している多様な主体の協働により解決を図ることが必要な社会課題に関する情報の提供及び解決したい社会課題の提案に関すること。
 - (3) 多様な主体からの協働の提案を受けた社会課題解決に向けた取組に関すること。
 - (4) その他条例の目的を達成するために必要な事項

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

危機管理室長 広報広聴課長 政策企画課長 総合計画課長 I C T 推進課長 財産活用マネジメント推進課長 生活安全課長 文化振興課長 岡山シティミュージアム館長

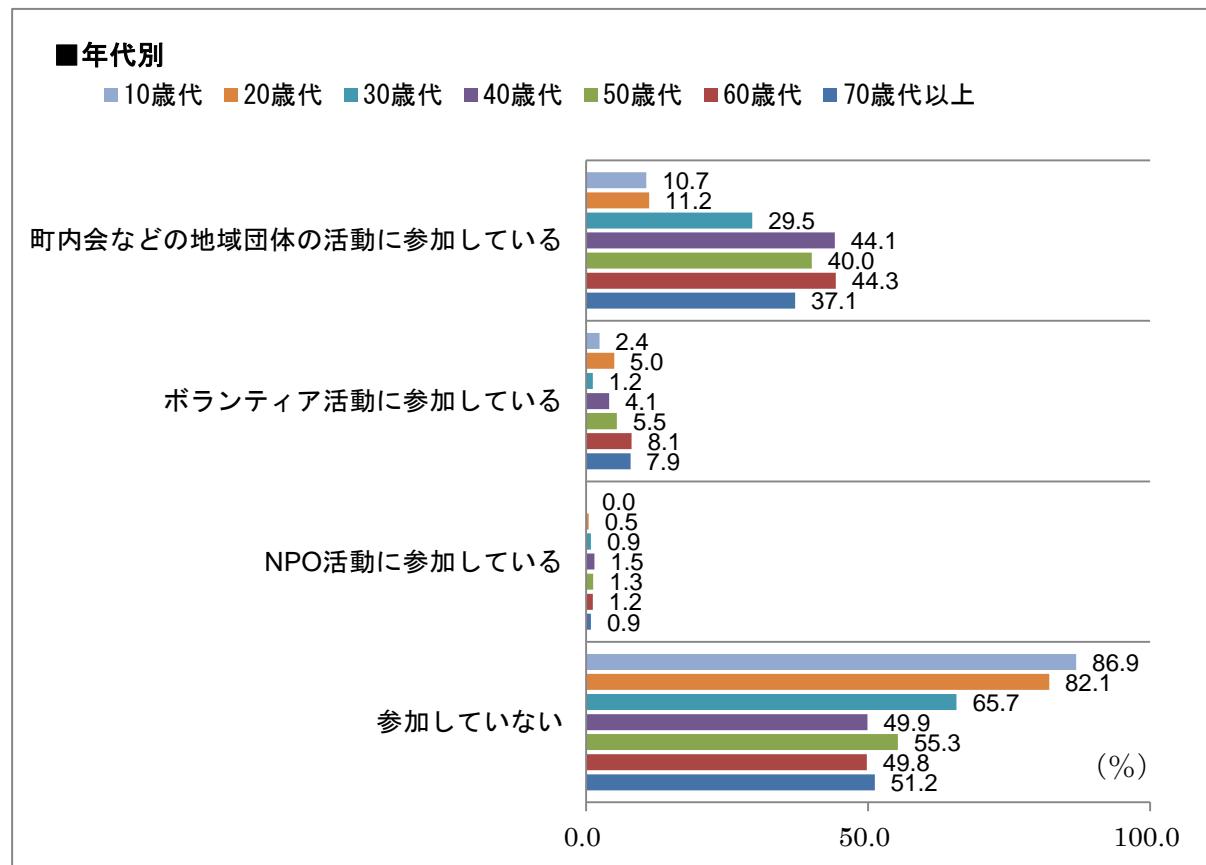
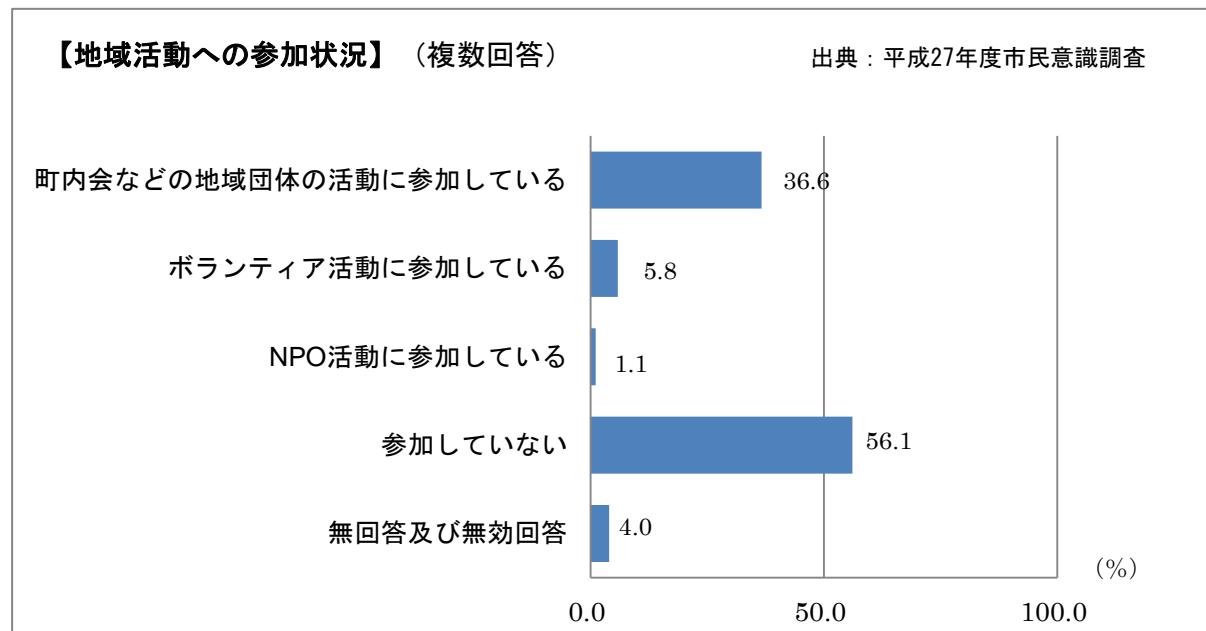
スポーツ振興課長 市民協働企画総務課長 E S D 推進課長 國際課長 人権推進課長 女性が輝くまちづくり推進課長 北区役所総務・地域振興課長 御津支所長 建部支所長 中区役所総務・地域振興課長 東区役所総務・地域振興課長 濑戸支所長 南区役所総務・地域振興課長 瀧崎支所長 保健福祉企画総務課長 医療政策推進課長 福祉援護課長 生活保護・自立支援課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 保健管理課長 こころの健康センター長 保健所健康づくり課長 保健所衛生課長 こども企画総務課長 地域子育て支援課長 こども福祉課長 保育・幼児教育課長 こども総合相談所長 発達障害者支援センター長 環境保全課長 環境事業課長 産業振興・雇用推進課長 観光コンベンション推進課長 農林水産課長 農村整備課長 都市計画課長 交通政策課長 庭園都市推進課長 道路港湾管理課長 住宅課長 下水道河川計画課長

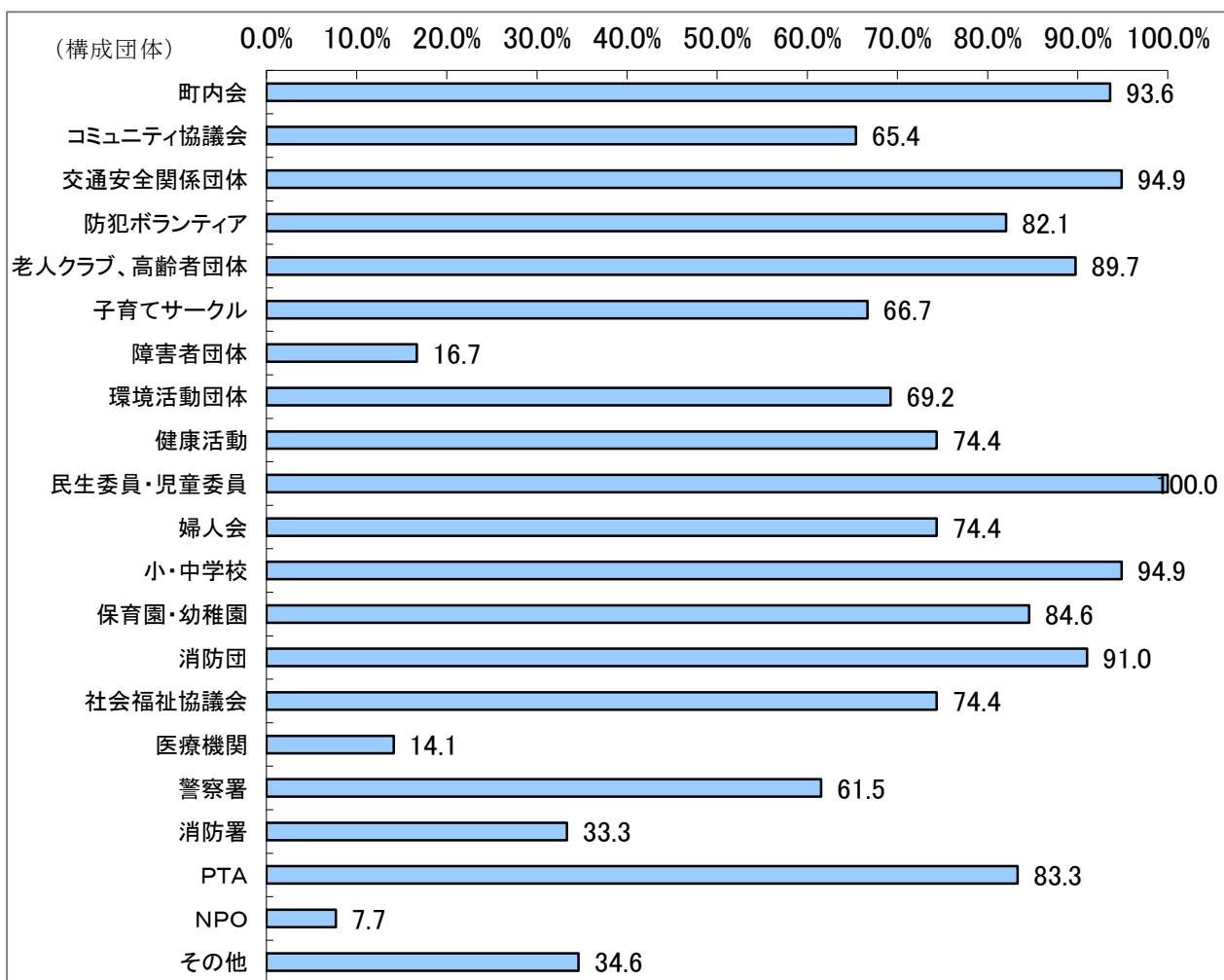
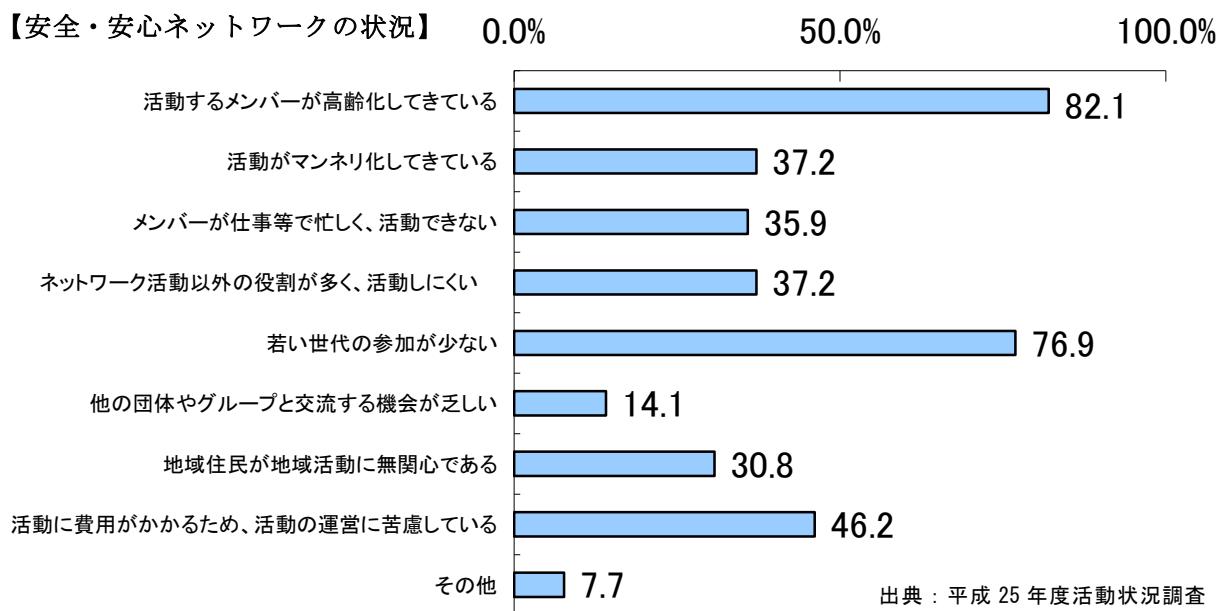
別表第2（第3条、第5条関係）

消防局企画総務課長 水道局企画総務課長 市場事業部事業担当課長 教育企画総務課長 指導課長 保健体育課長 生涯学習課長 文化財課長 中央図書館長 中央公民館長オリエント美術館長 選挙管理委員会事務局

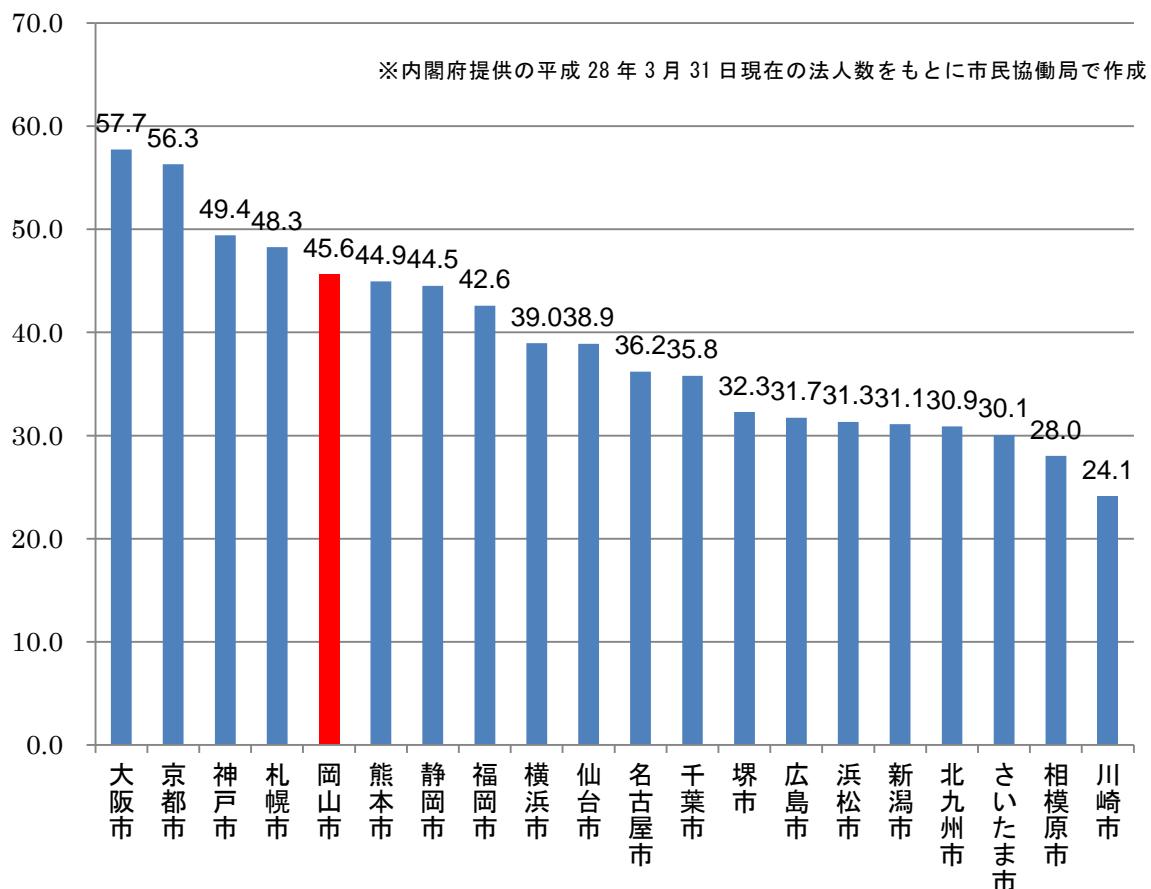
資料3

統計・データ





【人口10万人当たりのNPO法人数比較】



【政令市所轄のNPO法人数比較】

